

お客様 各位

富士通クライアントコンピューティング株式会社
コーポレート本部 業務革新統括部 輸出管理部
部長 金子 憲司



該非証明書

下記製品を輸出貿易管理令別表第 1、外国為替令別表及び米国輸出管理規則(EAR)の再輸出規制に基づき判定した結果は以下のとおりです。

商品名	該非判定結果 輸出令別表第 1 及び外為令別表の 1~15 の項 (2026 年 2 月 14 日施行の政省令改正に対応)	
	タブレット	貨物
※ 個人のお客様向け製品	役務	非該当 外 8 項(2)/20 条 2 項;外 9 項(1)/21 条 1 項
	判定根拠	市販暗号装置/市販暗号プログラム
	EAR 判定結果	
	貨物	5A992.c (暗号区分はマスマーケット)

- (注1) 輸出令別表第 1 及び外為令別表の 1~15 の項に非該当/対象外の場合は、16 の項に該当するため、客観要件及びインフォーム要件の確認が必要です。
(但し、輸出令別表第 3 に掲げる地域に提供する場合を除く。)
- (注2) EAR 判定が N の場合、次の点に御留意下さい ; N は当社独自の識別記号で、EAR § 734 の規定に基づき全ての国への再輸出にあたって EAR 規制対象外であることを意味します。
- (注3) EAR 判定が N25 の場合、次の点に御留意下さい ; N25 は当社独自の識別記号で、EAR § 734 の規定に基づきイラン、北朝鮮、シリア、キューバ、ウクライナのクリミア地域、ロシア、ベラルーシ、ウクライナの 2 地域(ドネツク人民共和国(自称)、ルハンスク人民共和国(自称))以外への再輸出にあたって EAR 規制対象外であることを意味します。

以上